

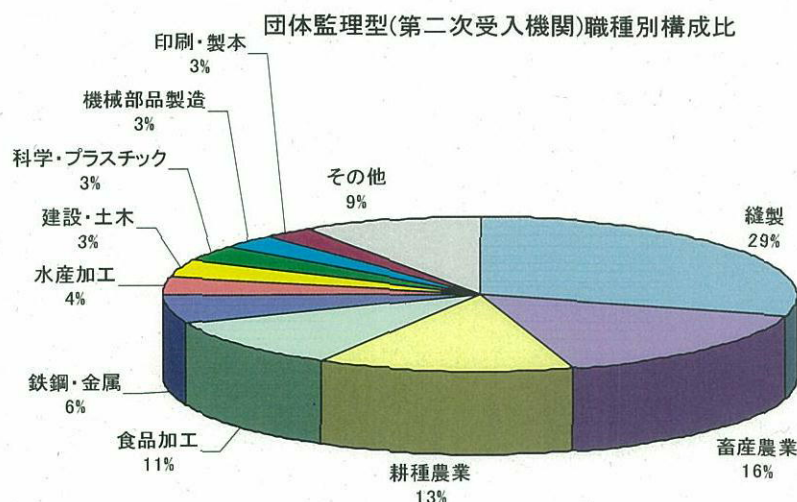
不正行為認定の現状

不正行為認定(法務省)

(単位:人)

	H15年	H16年	H17年	合計
認定件数	92	210	180	482
うち団体監理型	87	208	175	470

(法務省データ)



不正行為認定の類型別内訳(H15~17年の合計)

	企業単独型		団体監理型			
			第一次受入機関		第二次受入機関	
第1類型 ①二重契約 ②研修・技能実習計画との齟齬 ③名義貸し ④虚偽文書の作成・行使	3	25.0%	5	8.9%	22	5.3%
	7	58.3%	33	58.9%	106	25.6%
	1	8.3%	15	26.8%	218	52.7%
	8	66.7%	51	91.1%	37	8.9%
第2類型 所定時間外活動等	10	83.3%	7	12.5%	175	42.3%
第3類型 人権侵害行為等	6	50.0%	5	8.9%	42	10.1%
第4類型 問題事例未報告等	1	8.3%	4	7.1%	6	1.4%
第5類型 不法就労者の雇用等	3	25.0%	0	0.0%	60	14.5%
第6類型 準ずる行為の再発生	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

※ 一つの受入機関が、複数の類型をもって不正行為認定される場合があるため、認定数と不正行為認定機関数は一致しない。

JITCO母国語電話相談に寄せられたトラブル相談内容の詳細について
(2005年4月～2006年3月)

相談項目		中国	インドネシア	ベトナム	合計
トラブル相談	社会保険・労働保険(未加入・脱退一時金請求等)	19	1	11	31
	研修手当(未払い、不正等)	14		1	15
	時間外研修	83		20	103
	賃金(未払い、不正等)	37	2	5	44
	時間外、休日勤務(割増の不正等)	118	4	23	145
	有給休暇、休日	17	2	4	23
	途中帰国関連(保証金、賠償、帰国指示、自己都合等)	53	1	12	66
	不当な管理(強制貯金、罰金、帰国脅迫、強制預り等)	79		11	90
	不当な対応(暴力、セクハラ、行動の制限等)	21	1	5	27
	送出機関関連(管理費、保証金等)	19		4	23
	研修・実習場所の変更	15		1	16
	賠償金、慰謝料(事故、火災、けんか等)	7		2	9
	条件の齟齬(出国前の条件との違い等)	9		10	19
	経営悪化の影響	13		1	14
	人間関係のトラブル	10	1		11
	職種の間違	14		3	17
	衣食住環境	4	1	2	7
	失踪	9		5	14
	在留関係(更新、一時帰国、外国人登録等)	14		3	17
	その他	22		1	23
小計	577	13	124	714	

(JITCOデータ)

新聞報道等で指摘された研修・技能実習制度の問題点

(2004年10月～)

	新聞等	年月日	指 摘
1	朝日	04.10.14	<ul style="list-style-type: none"> ○実習生11人を含む36人に対する賃金不払い、時間外割増賃金不払い ○安い労働力を得ようと制度を悪用する中小企業 ○厳しく労働条件をチェックする機関が必要 【室蘭・ルックラン】
2	朝日等	04.11.20	<ul style="list-style-type: none"> ○溶接の研修名目で入国した者を、パン製造会社へ斡旋し就労させた ○出稼ぎ希望者と安価な労働力をほしがる企業をつなぐ構造矛盾 【徳島不法就労斡旋事件】
3	SAPIO	04.11.24	<ul style="list-style-type: none"> ○月額6万～10万の研修生が生活苦から逃亡 ○研修生送出し機関の商売の道具(送出し機関に手数料30～50万円、保証金50万～80万) ○研修制度は人身売買の隠れ蓑
4	朝日等	05. 1.16	<ul style="list-style-type: none"> ○最低賃金未満の月6万円 ○実態は単純労働者と変わらない ○労働条件・人権をめぐる問題も全国で多発 【鳥取・ロワール・ソシエ】
5	毎日	05. 4.20	<ul style="list-style-type: none"> ○研修生に時給100円で残業 ○不十分な座学研修 ○安価な労働力として利用 【鳥取・郡家町商工会】

6	毎日	05. 6.11	<ul style="list-style-type: none"> ○残業手当不払い ○管理費 20,000~25,000 を研修手当や賃金から控除 ○安価な労働力確保に利用 <p>【和歌山・黒潮アパレル】</p>
7	朝日等	05. 7.27	<ul style="list-style-type: none"> ○79 事業場に監督指導実施〔繊維関係が 42 事業場〕。72事業場で違反(違反率 91%)。36協定違反、割増賃金算定誤り、労働条件の明示なし等、実習生の権利軽視 <p>【福井労働局調査】</p>
8	サンデー毎日	05.12.19	<ul style="list-style-type: none"> ○基本給5万5千円、4 万円が強制貯金で生活費1万5千円、残業手当は時給300円と劣悪な労働条件が問題 <p>【岐阜・全統一労組】</p>
9	週刊金曜日	06.2. 3	<ul style="list-style-type: none"> ○岐阜の縫製業界ぐるみで酷使 ○残業代 300 円と劣悪な労働条件であり「奴隷労働」の温床 ○日本でのパスポート保管や強制貯金での担保と、中国での多額の手数料徴収という日中連携の締め付け ○正規の道を外国人にも与え共生を目指す労働政策の確立が課題 <p>【岐阜・全統一労組】</p>
10	朝日	06.5.7-8	<ul style="list-style-type: none"> ○愛媛県今治市の実情 ○好況支える時給 750 円 ○研修生の残業、低賃金労働

11	毎日	06.5.20	<ul style="list-style-type: none"> ○中国人研修生:未払い賃金支払いを ○福井労基署に是正勧告申し入れ
12	毎日	06.6.16	<ul style="list-style-type: none"> ○茨城県で不法滞在のタイ人 8 人摘発 ○外国人依存深める農家
13	毎日	06.7.12	<ul style="list-style-type: none"> ○中国人実習生:「不当な低賃金。是正を」 ○最賃法違反で、倉敷労基署に申し入れ
14	朝日 (1面トップ)	06.8.17	<ul style="list-style-type: none"> ○法務省による正行為認定件数が125件(7月末)と増加傾向 ○茨城県で農業技能実習生が労基署へ違法雇用(残業代 350 円)を申告 ○受入れ組合理事長が中国人実習生にセクハラ ○送出し機関が高額な保証金徴収、没収をおそれ雇用主の不正に従う ○法務省 PT・副大臣 PT 等が制度の見直しを提言
15	朝日等	06.8.19	<ul style="list-style-type: none"> ○中国人農業研修生(養豚)がナイフで 3 人を殺傷する事件 ○研修手当6万5千円、3万円程度の残業代 ○研修手当に不満が原因か 【千葉・木更津森本畜産】
16	徳島	06.9.1	<ul style="list-style-type: none"> ○徳島県経済異業種協同組合が高松入管から活動禁止処分 ○傘下企業 2 社への指導監督を怠る ○中国人実習生に対する賃金不払い

17	朝日 (解説記事)	06.9.3	<ul style="list-style-type: none"> ○中国人農業研修生の時間外は 450 円 ○2 万 5 千円の残業代は別口座へ入金 ○厚労省が受入れ企業の指導強化へ <p>【千葉・木更津森本畜産】</p>
18	東京・中日	06.9.3	<ul style="list-style-type: none"> ○トヨタ自動車の下請け企業 23 社が最低賃金や時間外割増賃金を守らずに、約 200 人のベトナム人技能実習生を雇用 ○豊田労基署から是正勧告を受け、8 月末までにほぼ支払い完了 ○未払い額の総額は 500 万円以上 <p>【愛知・トヨタ自動車下請け】</p>
19	日経ビジネス	06.9.11	<p>日系外国人労働者の問題を主に解説記事。技能実習生関係については以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実習生の日給を一方向的に 1, 000 円切り下げ ○実習生は来日前に借金して保証金 5 万元(約 75 万円)を支払う
20	週刊東洋経済	06.9.16	<p>日本で働く外国人の単純労働者特集記事。研修・技能実習生関係については以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修手当 4 万 5 千円、残業代時給 200 円 ○受入れ企業がパスポート・印鑑・預金通帳を補完し、研修手当の一部を強制貯金 ○実習移行後も基本給 5 万円、残業代時給 300 円 ○来日前に送出し機関に 2 万元(26 万円)の保証金と実家、農地を担保に提供。研修放棄の場合には全て没収の約束
21	読売	06.10.17	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人研修生・技能実習生の失踪、5年間で 8,340 人 ○厚生労働省の調査では約 8 割で労基法等の違反 ○中小零細企業の人手不足を低賃金の外国人で補っている実態

企業単独型と団体管理型の研修生の要件

	研修生の要件	受入れ機関		
企業単独型	・ 送出し国の現地法人・合併企業の常勤職員	⇒	左記の親企業	
	・ 送出し国の引き続き1年以上または過去1年間に10億円以上の取引実績のある取引先の常勤職員	⇒	左記企業と相当の取引のある企業	
	・ 送出し国の公務員、中央銀行職員、国際機関職員等	⇒	特別な要件なし	
団体管理型	① 送出し国の国・地方公共団体からの推薦を受けた者 かつ ② 日本で受ける研修と同種の業務に従事した経験のある者		受入れ団体	受入れ企業等
			商工会議所・商工会	会員の中小企業
			中小企業団体	組合員の中小企業
			農業共同組合等	農業を営む組合員
			公益法人等	会員の企業